

日本国憲法前文における「われら」をめぐって —冒頭の文章を中心に

中 島 厚 夫

目次

- 第1 はじめに
- 第2 「われら」 = 「日本国民」とする通説
 - 1 憲法学界での通説
 - 2 帝国議会での議論
 - 3 検討
- 第3 憲法の起草過程において
 - 1 起草過程でのテキストの変遷
 - 2 変更の意図ないし理由
 - 3 3月5日の勅語をめぐる動き
 - 4 小括
- 第4 テキストに即して
 - 1 一人称複数
 - 2 前文冒頭の文章の文理解釈
 - (1) 「日本国民」
 - (2) 「正当に選挙された国会における代表者を
通じて行動し」
 - (3) 「われらとわれらの子孫のために」
 - (4) 「確定する」
- 第5 おわりに

第1 はじめに

日本国憲法（以下単に「憲法」という。）前文の冒頭の文章は、次のようになっている。

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

この憲法前文冒頭の文章をはじめとする憲法前文における「われら」については、日本国民を指すというのが通説になっている。しかし、前文のテキストそれ自体を読めば、「日本国民」と「われら」は切り離されていることは明らかである。この点については、かねて疑問に思ってきた。一方、法令における一人称複数について考える前提としても、憲法前文における「われら」という一人称複数について今一度考える必要があった。その意味で、憲法の解釈の問題であるとしても、法制執務と関連するものであり、論じる必要があると考えたのである。

そうしている中、互盛央の文章が目にとまった。互は、GHQ草案の前文の最初の文章と互によるその日本語訳を並べて示した上で、次のように書いている。⁽¹⁾

(1) 互盛央『日本国民であるために 民主主義を考える四つの問い』（新潮選書、新潮社、平成28年）273頁。傍点は、原文。なお、互が引用しているGHQ草案の文章は、第3の1で引用している（58頁）。なお、本稿では、ここで「GHQ草案」としている文書を「GHQ草案」として論じる。文献によっては、「マッカーサー草案」とするものもあるが、引用文中はそのまま引用するが、その点、注意されたい。

もう一つ、すぐに気づくのは「私たち (we)」や「私たちの (our)」という語が多用されていることだろう。代名詞が多くなる英語の特性を考慮しても、この英文から受ける印象と、最終的に公布された日本国憲法の前文から受ける印象には大きな差がある。そのことは、日本政府が作成したGHQ草案の訳が「我等日本人民は、国民議会に於ける正当に選挙されたる我等の代表者を通して行動し……」と始まっているのを見れば、さらにはっきりするだろう。

つまり、GHQ草案では明確だった「私たち」という一人称の代名詞は日本国憲法では消去されている、ということだ。

それが誰によってなされたのか、何らかの意図をもってなされたのかは分からない。いずれにせよ確かなのは、消去された「私たち」という語を書いたのはアメリカ人だったということ、それゆえこの「私たち」はこの文を書いた本人ではありえないということ、したがってオースティンの基準に従うなら、これはいかなる意味でも「行為遂行的」な発語ではないということである。

互の議論は、本稿での議論と観点を異にするもので、このように取り上げることは本意ではないだろうが、本稿の観点からすると、正確ではないように思う。まず、憲法前文冒頭の文章では、冒頭の「私たち日本国民は」が「日本国民は」とされ、それに対応する「私たち」が削られているが、前文第1項には、第1段に「われらとわれらの子孫のために」、第4段に「われらは」と一人称複数が残っている。前文全体としても、第2項と第4項の冒頭が「日本国民」となっているが、「われら」は第3項の冒頭をはじめ残っている。その意味で、憲法から一人称複数が消去されたとまではいえないと思う。また、法令などの文書にあっては、実際に書いた＝起草した人間と制定する権限を有するものとは異なるのが通常のことであることも指摘しなければならない。

霞が関の官僚が起草した法律案でも国会が憲法が定める手続に従って制定すれば国会が制定したことになるのだし、弁護士ないし公証人が書いた遺言書に本人が署名捺印すれば本人の遺言書になるのである。そして憲法についていえば、上諭が付され、そこでは天皇の署名がある。したがって、「消去された「私たち」という語を書いたのはアメリカ人だった」というのも言い過ぎのように思われる。

しかし、互の議論は、重要な点を突いているように思う。それは、GHQ草案から憲法前文になるまでに、テキスト上、一人称複数についての扱いが変更になったことを捉えている点である。つまり、GHQ草案と制定された憲法の前文との違いは、正確には、前文において「私たち」、前文の言葉では「われら」、と「日本国民」が切り離されたことにある。そのことに目を向けるべきなのである。そして、その前提として、その切離しを誰がどのような意図で行ったのか、そのことが「われら」にどう影響するのかが問われるべきだということを示唆している。

そこで、本稿では、この「われら」と「日本国民」との関係について再検討することを目的としている。この場合、この点を論じるには、基本的に前文の冒頭の文章、法制執務的に正確を期すなら、憲法前文第1項第1段について論じることでおおむね足りる。したがって、本稿では、この前文冒頭の文章に焦点を当てて論じていくことになる。

第2 「われら」＝「日本国民」とする通説

1 憲法学界での通説

この点について、憲法学界では、憲法前文の「われら」は「日本国民」を指すことは通説となっているといえる。例えば、宮澤俊義は、そのコメントで、前文冒頭の文章について「…行動し、…確保し、…決意し、…宣言し、…確定する。」のそれぞれの述語について、「日本国民」が主語である

ことを明示した上で、⁽²⁾「われら」は、もちろん、前文のはじめの「日本国民」をさす。」としている。⁽³⁾そして、宮澤のコンメンタールは、前文に出てくる「われら」についてこれ以上説明することはない。前文に出てくる「われら」はすべて「日本国民」を指すとしているものと思われる。一方、「われら日本国民は、国会における代表者を通じて行動し、この憲法を確定する。」という長谷部恭男の論文⁽⁴⁾の冒頭の部分では、「日本国憲法の正文通りではないが、前文冒頭の文の主要な意味内容は、上記の通りである。」としている。⁽⁵⁾ここでは、この論文の題名である「われら日本国民は、国会における代表者を通じて行動し、この憲法を確定する。」という文章が日本国憲法前文冒頭の文章の「正文通りではない」が「主要な意味内容」であるということ、つまりその要約だとしている。ここでも「われら」は、「日本国民」を指すことになっている。この場合、長谷部は、前文冒頭の文章が「われら日本国民」となっていないことは承知のうえで、先述のように要約しているのである。それは、長谷部が、別の文章にはなるが、この要約について、「日本国憲法の正文には「われら」はないが、英訳では、We,

the Japanese peopleが主語となっている。」として⁽⁶⁾いることから明らかである。

この点についての異論は、ないようである。⁽⁷⁾その理由の1つに、憲法の英訳文からも、そのことが裏付けられるということがあると思われる。長谷部の先の引用も、その一つの例といえる。

前文冒頭の文章に対応する英訳文で、政府が提供するものを以下に掲げる。⁽⁸⁾

We, the Japanese people, acting through our duly elected representatives in the National Diet, determined that we shall secure for ourselves and our posterity the fruits of peaceful cooperation with all nations and the blessings of liberty throughout this land, and resolved that never again shall we be visited with the horrors of war through the action of government, do proclaim that sovereign power resides with the people and do firmly establish this Constitution.

この英文の場合、それを日本語に翻訳すると、明らかに、文章の主語は「われら日本国民」とな

(2) 宮澤俊義（芦部信喜補訂）『全訂日本国憲法』（日本評論社、昭和53年）32～35頁。

(3) 宮澤（芦部）・前注32頁。

(4) 長谷部恭男「われら日本国民は、国会における代表者を通じて行動し、この憲法を確定する。」「憲法の境界」3頁以下（羽鳥書店、平成21年）所収。初出は、長谷部恭男「憲法制定権力の消去可能性について」長谷部恭男責任編集『岩波講座 憲法6—憲法と時間』（岩波書店、平成19年）51頁以下所収である。ただ、本論文は、長谷部恭男「われら日本国民は、国会における代表者を通じて行動し、この憲法を確定する。」公法研究70号1頁以下（平成20年）として、長谷部が行った第72回日本公法学会での総会報告という形でも発表されている。

(5) 長谷部・前注『憲法の境界』3頁。

(6) 長谷部恭男『憲法のimagination』（羽鳥書店、平成22年）16頁〔初出「日本国民、カモーン！」UP36巻6号（平成19年）〕。

(7) 前掲注(4)の公法研究誌には、長谷部の日本公法学会での報告をめぐる公法学会第一部会の討論が掲載されている（137～140頁）。そこでも、この点は問題となっていない。少なくとも、公法研究の「第一部会討論要旨」には、前文冒頭の文章の主語をめぐる議論はない。このことは、憲法学界においては、前文の冒頭の文章の主語が「われら日本国民」であることに問題があると考えていないことを示しているように思われる。

(8) 法務省の日本法令外国語訳データベースシステム <https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja?re=01>による。この英訳は、憲法の公布の際の英文官報に掲載された憲法の英訳文と同一のものである。これは、58頁に掲げたGHQ草案の前文第1項の文章とは別のものであることに注意する必要がある。特に、GHQ草案では、憲法前文第1項が、セミコロンがあるとはいえ、1文で書かれているが、ここでの英訳文は、憲法前文の本文に対応し、4文となっている。ここでは、冒頭（第1段）の文章に対応する冒頭の英訳文のみを引用している。

る。

さらに、こうした学説の背景には、帝国議会でも「われら」は「日本国民」を指すとする政府側の答弁があることも影響しているように思う。そこで、次は、項をあらためて、帝国議会での議論を見ていく。

2 帝国議会での議論

「日本国民」と「われら」の関係については、帝国議会の審議でも問題となっている。宮澤は、先に引用した文章に続けて、次のように書いている⁽⁹⁾。

「日本国民」という主格は、文法的には、三人称的なびききをもつから、それを受けて「われら」という一人称を使うのは、文章としてはどうか、という批判が、憲法草案審議の際、貴族院で牧野英一によってなされた。一応理由のある批判であるが、日本語では、この場合の「日本国民」は、「われ」を含む日本国民の意味だから、むしろ一人称と見るべきだという意見もあり、特に修正されるに至らなかった。

英訳文では、主語の「日本国民」がWe, the Japanese peopleとなっているから、それを受けて、for ourselves and our posterity (われらとわれらの子孫のために) というのは、少しもおかしくない。

この「貴族院で牧野英一によってなされた」議論は、牧野英一貴族院議員と金森徳次郎国務大臣との昭和21年9月5日の質疑と昭和21年9月9日の質疑⁽¹¹⁾のことであろう。このうち、昭和21年9月9日

の質疑を見てみよう⁽¹²⁾。

○牧野英一君〔略〕第一點は、言出しでございませうので、是は總論の質疑に付ても申上げました通り、「サブジェクト」が「日本國民は」とあつて第三人稱の單數になつて居りますが、段々に讀んで行きますると既に第一行に於て「われらとわれらの子孫のために」と、一人稱の複數になつて居ります、日本文の動詞の變化が此の邊大變緩かになつて居りまするので、是で分らぬことはないと言へばないでございませう、けれども文法上の論議から言へば、明かに是は間違つて居る、と迄は申しますまい、少くとも是は面白くない、矢張り「われら日本國民は」とするか、「日本國民たるわれわれ」と云ふ風に、第一人稱の複數が第一に現れなければ、文章の體を成さぬ譯であります、少くとも「ヨーロッパ」の文章では此の形は許されない譯であります、是は先に申上げました通り、單に言葉の問題ではございませぬ、更に内容に重大な關係を持ちまするので、「日本國民は」と「われわれは」と云ふ言葉を使つた時に、それぞれどう云ふ一體意味を持つか、是が天皇の憲法上の地位如何に依つて、或は趣きを異にすべきものではなからうかと思ひまするので、そこで成るべく實體の點を、色々諸家の説が分れましたのを、穩かに何と申しまするか、折合を着けて戴いて、一先づ憲法の成文を編むと云ふことに致しましても、文法上の缺點と敢て私は申上げたいのですが、文法上の缺點と云ふものから、意外な所に破綻を來すことになる虞れがないかと、私は非常に心配を致すのであります、〔中略〕矢張り文法上、成るべく非難のないやうに文章を拵へて戴くことが誠に憲法には

(9) 宮澤(芦部)・前掲注(2)33頁。

(10) 第90回帝国議会貴族院帝国憲法改正案特別委員會議事速記録第5号(昭和21年9月5日) <https://teikokugikai.i.ndl.go.jp/#/detail?minId=009002531X00519460905¤t=20> 発言番号044~045(同24~29頁)。

(11) 第90回帝国議会貴族院帝国憲法改正案特別委員会第8号(昭和21年9月9日) <https://teikokugikai.i.ndl.go.jp/#/detail?minId=009002531X00819460909¤t=17> 発言番号073~077(同14~18頁)。

(12) 前注での発言番号073~076を抄録したものである。なお、この引用は、国立国会図書館の帝国議会会議録検索システム(<http://teikokugikai.ndl.go.jp/>)のテキスト表示によっている。そのため、実際の会議録では片仮名が用いられているが、引用では平仮名になっている。また、字体は当時の字体のままであるが、引用ではそのままにしている。これ以降の帝国議会の会議録の引用も同様である。

必要なことではなからうかと思ひますので、文法上の問題に付ては、金森國務相が總論の場合に御答を下さいませぬでした、無論小さい問題であると思はれますのであり、又總論に於ての私の質問の要點は、文法上の批判が自ら天皇の憲法上の地位の實體に及ぶと云ふ所を、質問の要點と致した譯でありましたから、の節は特に伺ひませぬでしたけれども、此の度はどうぞ一つ此の點を御説明に與りたい、〔以下略〕

○國務大臣（金森徳次郎君）〔略〕そこで今御尋になりました點に付て一般的な御答と致しましては、文法上の問題は、日本語ではそんなに外國の文法程正確にはなつて居ないと云ふことが、今迄申上げた所からして御答の役に立つと思ふのであります、次に今仰せになりました初めが「日本國民は」斯うあつて後の所で途中から「われら」斯う云ふ風になつて、人稱が變化して居る、斯う云ふ風に御覽になつて如何にも不自然ではないかと云ふのであります、是は左様に外國風の文法を以て御覽下されば、成る程不自然であるかと思ひます、併し私共の關係しました相當の範圍の人は、之に付て大した疑を持つて居りませぬでした、衆議院の多數の方々も皆さん能く御精讀下さいましたと思ひましたけれども、之には疑を持たれた方は一人もございませぬでした、且文部省の教科書を取扱つて居る人達の意見も聽いて見ましたけれども、別に疑はなかつたのであります、それは見落しであつたかも知れませぬ、併し日本の口語體と云ふものが此の程度のことを是認して居るのであるかも知れない、更に遡つては日本の文法が本來斯様なものでないとも保證は出來ぬ、私は古典の文法のことを餘り能く存じませぬ、是から先のことを申し切れませぬ、まあ疑としては左様な風に思つて居る次第でありまして、誠に抗辯のやうな姿を取りまして恐縮でございますけれども、實情は左様な次第であります

○牧野英一君 今の御説明の次第誠に一應御尤もと考へますが、斯う云ふ場合に付ても金森國務相と私との間には、意氣込の相違があると云ふことを一つ皆さんに御了解を戴きたいと思ひます、成る程今日の口語

體の文法と云ふものは確立する迄には行つて居らぬと云ふことは、金森國務相の仰せられる通り、併しながら此の間に於て矢張り憲法は模範的なものを示さねばならぬ任務があると私は考へるのであります、〔中略〕此の邊は讀めば分ります、讀めば分るから、それで宜いとも云へませうが、併しながら熟熟考へますと、曩にも質問申上げた通り、是は國體の本質其のものに影響を及す文字の使ひ方になりますので、金森國務相の御答は一應私は理解申上げます、なかなか御苦心になつた次第、何とも上に、「われら國民は」と、「われら」を入れしないで、さうかと云つて、「天皇及び日本國民は」ともしないし、「天皇を中心とする日本國民は」ともしないで、極くそこに單純に「日本國民は」と言ひ現して、何時の間にか「われらの」となつて居る所に謂はば味ひがあるものとも言へます、併し其の味ひのある所に御苦心がありながら、そこに實は憂ふべきものがありはしないかと察せられますので、是は一つ尚御考慮を煩すことが出來れば幸福に存じます、併しながら委員各位に於て、既に衆議院でも之ををかしいとしないと言ふのであつて、貴族院でも別に牧野の言ふやうにやかましく言はれなくても宜いと云ふのであれば、私一人敢てやかましく言ふ積りはございませぬ、併しながら繰返して申します、之を「ヨーロッパ」文に書く時に、皆さんはどう云ふ風の言葉を御用ひになるか、現に之を翻譯せられた英文のものに付て見ますと、「ウイ・ザ・ジャパニース・ピープル」と云ふことになつて居りますが、「ウイ」と云ふ、「サブジェクト」が出て來ないと文章になりませぬ、獨り文法の上に於て文章にならないばかりでなく、思想の上でそれが許されないことになりますので、尚是は段々の御詮議、御評議を御願ひして置きたい次第でございます、〔以下略〕

○國務大臣（金森徳次郎君） 遡つてちよつと前の方に付て申譯を致しますが、私は「日本國民は、」云々と云ふ文章に付きまして、三人稱の文章が一人稱に轉化することが日本の文法上正しいと、斯う云ふ風に申上げた譯ではございませぬ、唯此處に書かれて居

るやうな文章は正當であると云ふやうなことを申し上げたのであります。其の意味は、日本語に於きましては、相當意味を呑込んで文字を節約すると云ふことは有り勝ちでございます。態態「我ら日本國民は」と云ふ代りに「日本國民は」と書いて、其の意味は「我ら日本國民は」と云ふことであります。従つて後で承ける時は「我々は」と承けることは凡そ許されて居る文章の書き方であつて、此の原理を否定したならば、我々の古典とする源氏物語も讀めないではないかと云ふ氣持を念願に置いて御答を申し上げた次第であります。〔以下略〕

また、宮澤が先の引用で「特に修正されるに至らなかった。」としているが、貴族院で修正が議論され、結局、「われら日本國民」と修正することがなかったことを指している。貴族院での修正の議論は、帝国憲法改正案特別委員会が修正のための小委員会を設置し、そこで議論がなされている。小委員会は、昭和21年9月28日以降4回開かれている。もっとも小委員会は、4回目の最終的な決定の際の議事速記録はあるが、それ以前は秘密会として筆記要旨があるだけである。このうち、第2回小委員会（昭和21年9月30日）では、牧野が提出した前文の修正案が朗読された後、前文について議論がなされたが、この日は「われら日本國民は」と始まる案を⁽¹³⁾採択するとした。しかし、第3回小委員会（昭和21年10月1日）で、この第2回での修正案を議論していく中で、衆議院送付案のとおり「日本國民は」で始まるものに戻すことになった。その

部分は、次のようになっている。⁽¹⁴⁾

○子爵織田信恒君 「われら日本國民」と直すことはどうであらうか。欽定憲法改正としては一寸をかしいことはないか。

○牧野英一君 文法的にはあった方が正しい。「日本國民」と三人稱で始めて何時の間にか「われら」と一人稱複數に變るのはをかしい。

○宮澤俊義君 今日の日本語としては人稱の變化も許されて居り、之が普通の日本語になっているのではないか。

○高柳賢三君 第一節冒頭の「われら日本國民」とすると、よりデモクラティックに聽える。翻譯の際にわざと「われら」をばやかしたのではないか。

○小委員長（伯爵橋本實斐君） 第一節、第二節、第四節冒頭の「われら日本國民」は「日本國民」に復する。

（異議なし）

3 検討

1, 2でみてきたように、学説においても帝国議会での金森の発言でも憲法前文の「われら」が「日本國民」を指すと解していることは明らかである。しかし、そのことは、逆に、ではなぜ「われら日本國民」としなかったのかという疑問を生じるように思う。英訳文に対応するように「われら日本國民」としておけば、この点は問題にならなかったはずである。それは、貴族院での小委員会に提出された前文の修正案が「われら日本國民」となっていたこと

(13) 第90回帝国議会貴族院帝国憲法改正案特別委員小委員会筆記要旨第2号（昭和21年9月30日）<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/#/detail?minId=009002533X00219460930¤t=4> 発言番号079～089が前文についての議論の部分である（筆記要旨10～12頁）。なお、牧野、大谷正男、高柳、山本勇造が小委員会に提出した前文の修正案が、第90回帝国議会貴族院帝国憲法改正案特別委員会第24号（昭和21年10月3日）<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/#/detail?minId=009002531X02419461003¤t=1> 発言番号262の「会議録情報5」（同23～24頁）に参照として掲載されている。それらは、すべて「われら日本國民は」で始まるものとなっている。

(14) 第90回帝国議会貴族院帝国憲法改正案特別委員小委員会筆記要旨第3号（昭和21年10月1日）<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/#/detail?minId=009002533X00319461001¤t=3> 発言番号047～051（筆記要旨3頁）。

にも示されている。一方で、仮に「われら日本国民」としたとしても、そのことで前文の文章に問題が生じるとも思えない。

一方で、2で見た牧野の議論についても、疑問がある。前文冒頭の文章自体は、日本語として文法論的にも、統語論的にも誤りではないというべきである。しかし、それは、金森大臣が言うようにそれが「凡そ許されて居る文章の書き方」であるからではないし、宮澤が書いているように「今日の日本語としては人称の變化も許されて居り、之が普通の日本語になっている」からでもない。この文章において、主語は一貫して「日本国民」であり、主語の変更はない。この点は、先述したように宮澤も前文冒頭の文章の述語に対応する主語はいずれも「日本国民」であると書いている。その意味では、主語に関して人称の變化はないのである。言い換えれば、「日本国民」が「われら」と同一のものではないこととして読めば、内容的にはともかく、文章としての誤りはないと考えられる。この点は、例えば、「彼らは、われらのために、文書を作成する。」という文が日本語の文章として間違っていないことから理解されよう。このことは、前文全体についてもいえるように思う。金森大臣が答弁の中でそれまでこの点について誰も疑いを持たなかったとしているのは、理由がないわけではないのである。また、日本語にあっては、単数と複数との区別はないから、「日本国民」としたことで単数となるとも言切れない。現に、「われら日本国民」とすれば「日本国民」は、その語自体も、その語を含む文についても、何らの形態的な変化を伴うことなく複数となるのである。

では、牧野はまったく的外れなことをいっているのだろうか。そうではないことは、宮澤も「一応理由がある」と認めていることから、金森大臣の答弁ぶりからもわかる。牧野は、前文では「日本国民」と「われら」は同一であるとの前提で書かれているはずであるのに、その点が違っていることか

ら、疑問を持ったのであろうと思う。また、「われら日本国民」を「日本国民」とする場合には、天皇との関係を明示することになるのではないかという指摘も、後述する問題と関連して、重要である。

一方で、金森大臣や宮澤が述べている、日本語では、この場合の「日本国民」は、「われら日本国民」の意味だとすることも正しいものとは思われない。というのも、先に引用した宮澤自身のコンメンタールの文章が示しているように、前文の冒頭の文章の主語は「日本国民」で一貫している。その上で「日本国民」という語が日本語の中で一人称となるということはなく、逆に「われ」という語り手からみて「日本国民」は三人称であることは明らかである。

また、英訳文を根拠に主張することにも問題があるように思う。公定訳だとしても、日本国憲法の解釈に、日本語の正文によらず、英訳文のほうが優先するというのは問題があるからである。なお、宮澤が先の引用で「英訳文では、主語の「日本国民」が We, the Japanese people となっているから、それを受けて、for ourselves and our posterity（われらとわれらの子孫のために）というのは、少しもおかしくない。」としているのは、英文としてはおかしくないというだけで、日本語の正文が「おかしくない」といえるかは別の問題である。その意味で、日本語が正文である以上、その英訳文との間に齟齬があるとすれば、英訳文が誤訳であるというべきである。

一方で、前文の立法者意思を考えると、そうした解釈もありうるということかもしれない。しかし、日本語の文章の理解として、前文の冒頭の文章、前文第1項第1段、に限って言えば、「日本国民」が主語となっていることは明確である。そのうえで、解釈ということになるが、その際にもこの文章に出てくる「われら」について、それ自体としてどう考えるべきかが問われなければならない。この点を考える前提として、誰が、いつ、なぜ「われら」と「日本国民」とを切り離したのかを見る必要がある。

第3 憲法の起草過程において

1 起草過程でのテキストの変遷

この前文の冒頭部分については、帝国議会に提出された段階ですでに「日本国民は」と始まるものとなっていた。いいかえれば、起草の段階で、「日本国民」と「われら」は切り離されたことになる。起草の段階では、どのように考えてこうしたのか、今一度、その経過を見てみる必要がある。

まずは、国会図書館のホームページにある「電子展示 日本国憲法の誕生」⁽¹⁵⁾と佐藤達夫『日本国憲法成立史』⁽¹⁶⁾によりながら、憲法前文の冒頭の文章の変遷をみてみよう。なお、以下では、昭和21年の日付については年の表示は省略する。

佐藤達夫によれば、当初、憲法に前文を付すことについては我が国の側では考えてはおらず、前文が浮上してくるのは、2月13日に提示されたGHQ草案において前文が付されていたことからである。したがって、ここで問題となるのは、GHQ草案が提示されて以降である。この草案で前文第1項は次のようになっていた。⁽¹⁷⁾

We, the Japanese people, acting through our duly elected representatives in the National Diet, determined that we shall secure for ourselves and our posterity the fruits of peaceful cooperation with

all nations and the blessings of liberty throughout this land, and resolved that never again shall we be visited with the horrors of war through the action of government, do proclaim that sovereignty of the people's will and do ordain and establish this Constitution, founded upon the universal principle that government is a sacred trust the authority for which is derived from the people, the powers of which are exercised by the representatives of the people, and the benefits of which are enjoyed by the people; and we reject and revoke all constitutions, ordinances, laws, and rescripts in conflict herewith.

GHQ草案については、外務省ですぐに日本語訳（「外務省仮訳」とされるもの）が作られた。日本政府は、GHQ草案が提示されてからも、松本案についての再説明書を提出するなどしたが、総司令部側は草案に基づいた憲法を作るかどうかの判断を迫り、最終的に受け入れることを決定する。その際、同月26日に閣議を開くが、その際に草案を配布し、閣議後に回収している。そこで配布された日本語訳は、先の外務省訳に若干の訂正を加えたものである。⁽¹⁸⁾この閣議配布案は次のようになっている。

我等日本國人民ハ、國民議會ニ於ケル正當ニ選舉セラレタル我等ノ代表者ヲ通シテ行動シ、我等自身及我等

(15) 国会図書館ホームページ「電子展示 日本国憲法の誕生」<http://www.ndl.go.jp/constitution/index.html>。

(16) 佐藤達夫（佐藤功補訂）『日本国憲法成立史 第三卷』（有斐閣、平成6年）。なお、佐藤達夫は、「GHQ草案」について、「マッカーサー草案」を略して「マ草案」としている。

(17) 前掲注(15)の「日本国憲法の誕生」中の「資料と解説」のうち、「3-15 GHQ草案 1946年2月13日」にあるアルフレド・ハッシー文書（Alfred Hussey Papers）のテキスト表示http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryu/03/076a_e/076a_etx.htmlによる。対応する画像はhttps://www.ndl.go.jp/constitution/shiryu/03/076a_e/076a_e005l.htmlである。なお、この英語文は前文第1項全体が1文となっているため、同項全体を示している。

(18) 前掲注(15)「日本国憲法の誕生」中の「資料と解説」のうち、「3-15 GHQ草案 1946年2月13日」の入江俊郎文書https://www.ndl.go.jp/constitution/shiryu/03/076/076_001l.htmlによる。この文書のテキスト表示（<http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryu/03/076/076tx.html#t001>）も参照されたい。佐藤（佐藤）・前掲注(16)33頁も参照。なお、先に引用したGHQ草案の英文の第1項全体が1文であること（前注参照。）から、この閣議配布案でも前文第1項は1つの文章であり、その全体をここでは引用している。また、「電子展示 日本国憲法の誕生」中の各文書については、歴史的な文書であることから、漢字の字体はフォントの関係で完全ではないが、なるべく原文にあわせている。これ以降の文書も同様に扱っている。

ノ子孫ノ爲ニ諸國民トノ平和的協力及此ノ國全土ニ及
フ自由ノ祝福ノ成果ヲ確保スヘク決心シ、且政府ノ行
爲ニ依リ再ヒ戦争ノ恐威ニ訪レラレサルヘク決意シ、
茲ニ人民ノ意思ノ主權ヲ宣言シ、國政ハ其ノ權能ハ人
民ヨリ承ケ其ノ權力ハ人民ノ代表者ニ依リ行使セラレ
而シテ其ノ利益ハ人民ニ依リ享有セラルトノ普遍的原
則ノ上ニ立ツ此ノ憲法ヲ制定確立ス、而シテ我等ハ此
ノ憲法ト牴觸スル一切ノ憲法、命令、法律及詔勅ヲ排
斥及廢止ス

しかし、日本側は、前文を入れることに消極的であつたため、その後の作業では前文を無視して進め、それが3月2日案になる。したがって、3月2日案では前文は付されていない。この案を、GHQに提出するが、直ちに前文を加えるべきこととされ、そのため、外務省訳のまま前文とするということになる。そのため、その後のGHQとの協議では問題とならず、変更がないまま、3月5日に閣議でその案を了承することになる。ただ、閣議は、翌6日にも引き続いて行われ、その中で、「我等日本国民」とあつたのが「日本国民」と書き改められたことが分かる。そのうえで、同日「憲法改正草案要綱」としてまとめられ、発表されることになる。この憲法改正草案要綱の前文の第1項は、次のようになっている。⁽¹⁹⁾

日本國民ハ、國會ニ於ケル正當ニ選舉セラレタル代表者ヲ通ジテ行動シ、我等自身及子孫ノ爲ニ諸國民トノ平和的協力ノ成果及此ノ國全土ニ及ブ自由ノ福祉ヲ確保シ、且政府ノ行爲ニ依リ再ヒ戦争ノ慘禍ノ發生スル

ガ如キコトナカラシメンコトヲ決意ス。乃チ茲ニ國民至高意思ヲ宣言シ、國政ヲ以テ其ノ權威ハ之ヲ國民ニ承ケ、其ノ權力ハ國民ノ代表者之ヲ行使シ、其ノ利益ハ國民之ヲ享有スベキ崇高ナル信託ナリトスル基本的原理ニ則リ此ノ憲法ヲ制定確立シ、之ト牴觸スル一切ノ法令及詔勅ヲ廢止ス。

佐藤達夫は、前文に関する3月5日案と草案要綱との異同について次のように書いている。⁽²⁰⁾

前文は、すでに述べたように〈三月二日案〉では黙殺した形でとり入れておらず、われわれが司令部に行ってから、先方の申し出によって、ほとんどマ草案の外務省訳そのままのものを提出したのであつたから、本則との字句の統一すらもできていなかった。したがって、これについては、はじめの「我等日本国民ハ」を「日本国民ハ」に改め、「人民ノ意思ノ主權ヲ宣言シ（Do proclaim the sovereignty of the people's will）」を「國民至高意思ヲ宣言シ」に改めるなど、全面的に修正が加えられた。なお、第一段末尾の「此ノ憲法ト牴觸スル一切ノ憲法（Constitutions）、法律、命令及詔勅ヲ排斥及廢止ス（reject and revoke）」は、要綱では「之ト牴觸スル一切ノ法令及詔勅ヲ廢止ス。」となっている。これは、「Constitutions」と、その「排斥、というのが気になって、英文はそのままにしつつも、日本文の上で、この二つのことばを整理したのであつたと思う。

一方、閣議に出ていた当時法制局次長だった入江俊郎は、3月6日の閣議について、次のように述べ

(19) 国立国会図書館デジタルコレクション「憲法改正草案要綱」（佐藤達夫関係文書46）<https://dl.ndl.go.jp/pid/3947830/1/1>による。これは、前掲注(15)「日本国憲法の誕生」中の「資料と解説」のうち、「3-22 「憲法改正草案要綱」の発表」からリンクしている。なお、「3-22 「憲法改正草案要綱」の発表」には、これをテキスト表示したものもある。佐藤（佐藤）・前掲注(16)188頁にもある。なお、この憲法改正草案要綱案に対応する英文も先述の「3-22 「憲法改正草案要綱」の発表」にあるが、これは、本文に述べた経緯から、先に本文で引用したマッカーサー草案から変更はない。したがって、前文第1項の英文は、1の文章からなっている。この段階で、日本文では2文になっているが、英文との対応のため、前文第1項全体を引用する。

(20) 佐藤（佐藤）・前掲注(16)177頁。

(21)
ている。

三月六日は朝九時頃から夕方四時まで臨時閣議が開かれました。まず、法制局で、五日の夜を徹して整理した憲法改正案要綱のガリ版ずりを閣僚に配布し、これについて逐条審査を開始し、大体十二時半に一通り完了いたしました。吉田外相より司令部に申し入れた三点のうち一点（外国人を政治的に内国人と平等に扱うという点の修正）だけは容れられて、要綱一三はそれに従って改められました。午後はさらに前文につき慎重に添削がなされました。また総理談話の草案も議題となつたのであります。

前文はことにむずかしいので、五日の閣議の際よく文章を練ることを申し合せたが、安倍文相も一案を練ることを約されました。そこで法制局もまた一案を起こし、六日の午後は安倍文相が一夜慎重に研究して来られた案と、法制局案との双方に閣議において検討し、結局法制局案と安倍案とを適宜にとつて一案にまとめました（資料9）。一方、白洲終連次長及び外務書記官奥村勝蔵氏は改正案文の発表に関し、司令部と連絡し、六日午前中までに確定した日本語を連絡して英文をもそれに応じて打合せを了し、更にまた午後確定した前文の日本語も司令部の了承を得ました。前文は英文は全然アメリカ側の交付案通りで、一字一句変更がなかつたから、日本語だけを了解してもらえばよかつたのであります。

なお、入江は、資料9として「法制局案と安倍

(22)
案」を掲載しているが、いずれも「我等日本国民」としており、「日本国民」とすることになったのは、あくまで閣議の中でのことである。

以上見てきたように、その変更は、3月6日の閣議においてなされ、3月6日の要綱の段階ではじめて「日本国民」が主語となることが確認できる。その後、憲法の案は、平仮名口語文に改められ、枢密院の議を経て、帝国議会で提案されるが、一貫して前文冒頭は「日本国民」のままである。

帝国議会で提出された改正案での前文冒頭の文章は、次のようになっている。(23)

日本国民は、國會における正當に選舉された代表者を通じて、我ら自身と子孫のために、諸國民との間に平和的協力を成立させ、日本國全土にわたつて自由の福祉を確保し、政府の行爲によつて再び戦争の慘禍が発生しないやうにすることを決意し、ここに國民の総意が至高なものであることを宣言し、この憲法を確定する。

このように、冒頭が「日本国民は」となっていることについては、変更がない。また、その後、帝国議会で前文冒頭の文章は修正されているが、冒頭の主語については修正がなかつたことは、先述した。

2 変更の意図ないし理由

1で見てきたように、3月6日に行われた変更の理由は何だったのだろうか。この点について、佐藤

(21) 入江俊郎「日本国憲法成立の経緯」同『憲法成立の経緯と憲法上の諸問題』（第一法規，昭和51年）1頁以下所収219～220頁。

(22) 同253～255頁。

(23) 前掲注(15)「日本国憲法の誕生」のうち「資料と解説」中の「43 「帝国憲法改正案」（帝国議会で提出）1946年6月20日」https://www.ndl.go.jp/constitution/shiryu/04/117/117_001r.htmlによる。これは佐藤達夫文書130である。解説にもあるように「この資料には、答弁準備のための佐藤達夫法制局次長による書込みが随所に見られる。」。また、この案文に対応する英文は、先に引用したGHQ草案のままである。というのも、前文についてGHQは、英文の変更を認めず、それに合わせる条件の下での日本語の修正があるだけということであったからである。結局、前文についての英訳は、帝国議会通過後の英文官報掲載のための英訳文の検討まで、変更されなかつたのである。その際の変更により「これまで草案そのままの形を踏襲していた前文の英訳も各項について大幅に訂正し」た（佐藤達夫（佐藤功補訂）『日本国憲法成立史 第四卷』（有斐閣，平成6年）1011頁）のである。

達夫は、先に引用した以上のことを記していない。その理由は、この時点の作業には佐藤達夫があまり関与していないということもある⁽²⁴⁾と思われる。

一方、入江も、司令部交付案と3月6日の要綱との異同について、次のように述べるのみである。⁽²⁵⁾

- (1) 前文は英文においては一字一句変化がない。日本文はただその表現をかえただけである。しかし、この表現については、閣議においても相当苦労したことは上述した。併し英文は一字一句も変更することを司令部側は、がえんじえなかつたので、結局なるべく日本語らしく且つ判りやすい訳文としようとして努力したに止まっている。

このように、3月6日の閣議で「我等日本国民」を「日本国民」に改めたことが確認できる。その理由としては、英文を変更しないで、「なるべく日本語らしく且つ判りやすい訳文としようとし」たことだとしているのみである。

しかし、こうした説明は、奇妙に思える。本則との字句の統一や英文を変更しないで日本語らしくするというのであれば、英文のとおり「われら日本国民」とするほうが単純明快でわかりやすく、明確なはずである。特にGHQの了承を得ることを考えれば、そのほうが了承を得やすいはずで、あえてこのような変更をする理由はないように思える。それでもこのような変更をし、テキスト上「われら」と「日本国民」を切り離したのは、切り離さざるを得ない何か別の理由があったのではないかと考えるのが素直なようにも思う。

また、GHQは、この日本語を了承しているが、日本側の「読みやすさ」という説明で納得したとい

うことなのだろうか。その点が問題とならなかったとは思えないのだが、この点を問題にしたことについて触れる資料はみつけれなかった。

佐藤功も、3月6日の段階で「われら日本国民」が「日本国民」に変更されたことについて「その理由は明らかではありませんが、「われら」という文字で始めることを日本側の当事者が好まなかったというほかないでしょう。」⁽²⁶⁾としている。

このことは、56頁「小委員会筆記要旨」での高柳賢三の発言にある「翻譯の際にわざと「われら」をぼやかしたのではないか」という疑問をあらためて浮上させる。高柳議員は、「第一節冒頭の「われら日本国民」とすると、よりデモクラティックに聽える。」⁽²⁶⁾ということを理由として推測している。また、牧野が質疑の中で「なかなか御苦心になつた次第、何とも上に、「われら國民は」と、「われら」を入れないで、さうかと云つて、「天皇及び日本國民は」ともしないし、「天皇を中心とする日本國民は」ともしないで、極くそこに單純に「日本國民は」と言ひ現して、何時の間にか「われらの」となつて居る所に謂はば味ひがあるものとも言へます」と述べていることも関連している。この点は、大日本帝国憲法（以下「明治憲法」という。）の手續によりその改正として憲法を制定したこととそれとの関係で天皇と日本國民の関係についてどう考えるかという問題が背後にあることを示していると思う。

3 3月5日の勅語をめぐる動き

この問題に関連して、3月5日の閣議において、「我等日本国民」である段階で、このような前文を付けるとすると國民が憲法を制定したことになり、明治憲法上許されないのではないかという点が問題

(24) 「私自身は、前日からの疲れで、うとうとしていることの方が多かったし、また、翌六日の午前は睡眠のために自宅に帰してもらったから、その作業の全部のいきさつは知らないが、六日も朝から閣議が開かれ、前文の表現などは、この閣議でもずいぶん練られたものようである。」佐藤（佐藤）・前掲注(16)175頁。

(25) 入江・前掲注(21)226頁。

(26) 佐藤功「12 前文の内容—その出典」『憲法研究入門 上巻』179頁以下（日本評論社、昭和39年）所収186頁。

となっている。入江は、次のように書いている。⁽²⁷⁾

さて、五日の午後の閣議では、本案を今後いかによろしくか問題とされました。〔中略〕この当時幣原総理は、「このような前文を付するとすれば、それは前文の文章にも明らかにしたように国民が憲法をきめるといことになるが、それは帝国憲法の上では認められないことではないのか」と発言せられ、この点に不安の面持ちででありましたが、閣議に陪席していた入江次長はこの際発言して、「それではこの案を総理より内奏して御嘉納を乞い、勅語を仰いで、かかる案を改正案とすることについて天皇の御意思を決定していただき、その御意思に基いて内閣がこの改正案を要綱として発表することにすればよいのではありませぬか。そうすれば、将来これを議院に提出する際にも、国民が作成する憲法改正案の原案を天皇が発案されることになるので、憲法上さしつかえないのではないか。憲法の改正は大権ではあるが、いわば天皇の大権の具体的行使をこの場合国民にまかせるということにもなるように思います」と述べましたところ、石黒法制局長官もこの説に賛成いたしました。松本内務大臣はこの考え方を、「それは三百の議論だ」と不快げな様子であつたが、結局それも一方法であろうと渋々賛成されたのであります。

明治憲法七十三条との関係については、二月二十二日に松本氏が司令部のホイットニーと会見したときにもやはり問題となり、松本氏はその点を質問したのに対して先方は、インペリアル・レスタリプトを発表すればよいと答えております（松本会見録にあり）。この点はすでに松本内務大臣も問題としておつたところであるし、われわれも同様疑問を持つておつたのであるが、閣議で特にこの問題を提示されたのは幣原総理であつたと思います。あるいは松本氏からそのことを幣原氏が予め聞いておつて、閣議で発言したのかもわかりません。とにかく閣議でこのことを積極的に発言

を最初されたのが幣原総理であつて、これに対して特に勅語を仰ぐという案にきまつたのは、あたかもホイットニーの意見と偶然の一致であつたと思います。（この勅語を仰ぐということを閣議で入江が発言したときは、入江はホイットニーが、松本氏にインペリアル・レスタリプト云々と述べたことは知りませんでした。）しかしこのときも松本氏はアメリカ側においてもそのような意見のあることは一言も言わず、むしろそのような方法はごまかしであると述べられております。次いで松本内務大臣は、「勅語を仰ぐとしても一体誰が副署するのか、かような勅語に閣僚が副署するのは面白くないと思う」と言われました。内閣書記官の佐藤総務課長に調べてもらった結果、勅語に副署は要らない、勅語は天皇のお言葉で、文書によることを必要とする意思表示ではないから副署はない、文書で勅語を発表するのは、便宜上これを文書に録したというだけのことであるということが明らかにされて、松本氏も納得いたしました。

かくて午後四時ごろようやく閣議の意向が決定したので内奏ということになり、宮中の御都合を伺うことになつて、その間勅語の案を練つたのであります。石黒長官、入江次長が相談して、鉛筆で走り書きをし、これを石黒長官から口頭で閣議に語り、芦田厚相その他の閣僚が字句を修正し、佐藤内閣書記官長の手元で勅語案を整え、閣議を休憩とし五時半頃になつて幣原総理、松本内務大臣の二人が参内いたしました。六時半に各閣僚は食事をし、七時から閣議を再開いたしました。再開後間もなく、幣原総理、松本内務大臣が宮中から帰つて来られ、幣原総理より内奏の模様を伝えられました。それによると総理から経過を逐一ご説明申し上げたところ、天皇は、「事ここに至つた以上、自分としては特別の意見はない、内閣の考え通りとりはかられたい」と仰せられた由であり、前述した勅語もその際下賜されました。そして幣原総理は、「陛下は実によく事態を認識せられておられ、この改正案に

(27) 入江・前掲注(21)215～217頁。

つき御異議ない旨を仰せられました」と伝えられました。〔後略〕

ここで言及されている勅語は、3月6日官報号外掲載の次のものである。

○昨五日内閣總理大臣ヲ宮中ニ召サレ左ノ勅語ヲ下賜セラレタリ

朕曩ニポツダム宣言ヲ受諾セルニ伴ヒ日本國政治ノ最終ノ形態ハ日本國民ノ自由ニ表明シタル意思ニ依リ決定セラルベキモノナルニ顧ミ日本國民ガ正義ノ自覺ニ依リテ平和ノ生活ヲ享有シ文化ノ向上ヲ希求シ進シテ戦争ヲ抛棄シテ誼ヲ萬邦ニ修ムルノ決意ナルヲ念ヒ乃チ國民ノ總意ヲ基調トシ人格ノ基本的權利ヲ尊重スルノ主義ニ則リ憲法ニ根本的ノ改正ヲ加ヘ以テ國家再建ノ礎ヲ定メムコトヲ庶幾フ政府當局其レ克ク朕ノ意ヲ體シ必ズ此ノ目的ヲ達成セムコトヲ期セヨ

この勅語が出された日の3月6日に「我等日本国民」が「日本国民」になったのであり、そのこととこの勅語をめぐる動きが影響したのではないかとの推測ができるように思う。しかしながら、この点を明示的に関連づける憲法の起草過程についての資料は見つけられなかった。

また、この後の過程で、法制局の想定問答等の作成、枢密院の審議、帝国議会での審議において、この憲法の制定の手続をどう考えるかが問題となっている。また、それに関連して主権、国体の変更の有無などについても問題となっている。しかし、それらの過程において、政府側の答弁等において、これらの問題について「われら」と「日本国民」とが切り離されていることと関連させた説明はないようである。

4 小括

憲法制定過程を見てくると、まず、テキスト上で「われら」と「日本国民」が切り離されたのは、昭

和21年3月6日の閣議の中であることがわかる。その理由として挙げられているのは、本文の用語と統一したことと英文は変えずに日本語としてわかりやすくしたことのみである。その意味で、「われら」と「日本国民」を切り離したことが、「われら」＝「日本国民」を正面から否定する意図があったということは示されていないともいえる。もっとも、想定問答では、「われら」＝「日本国民」であることを明示することはない一方、それを否定するとしてもしていない。

帝国議会での議論における金森大臣の答弁においても、「われら」＝「日本国民」であるとしている。さらに、その後の憲法の解釈では、この前文第一項第一段での「われら」は「日本国民」を指すことは確定している。その意味では、憲法制定過程における立法者意思は、少なくとも「われら」＝「日本国民」としていたということになる。

この点については、3での勅語をめぐる動きとの関係で、私の推測でしかないが、次のようにも考えることもできるように思う。この勅語に関して問題となるのは、憲法改正それ自体は、明治憲法に規定する手続にのっとり、天皇が行うということである。それでは、「われら日本国民」が主語では問題となる。確かに文末を「確定する」としてその趣旨を出そうとしたのかもしれない。しかし、「われら」＝「日本国民」では、憲法を語る主体は、「われら」である「日本国民」となってしまう。そうだとすれば、語るのは制定したからだと考えれば、制定主体を天皇とすることを否定することになるのではないか。少なくとも、そうした疑義が生じるのではないかということが問題となったのではないかと思う。ここでは、「われら日本国民」という主語では、その趣旨に反する。これが閣議で、「われら」と「日本国民」とを分離することにした理由ではないかと考えられる。一方で、英文には変更がない以上、その理由を明らかにすることはできない。それが、この切り離しについての不自然な沈黙をもたらしたの

ではないかと思う。一方、GHQ側も、このような手続をとること、勅語を発することについて示唆していたことがあり、日本側の提案を受け入れつつ、英文は変えないこととした関係で、この点を問題にすることはしなかったということではないかと思う。しかし、これらのことは、私が調べた限りの資料からは裏付けられなかったものであり、推測にすぎない。

「日本国民」と「われら」とを意図的に分離したことは間違いないように思う。しかし、「日本国民」と「われら」とを切り離したことは、この「われら」とは何か、あるいは誰なのか分からなくしたように思う。したがって、その点については、テキスト上から探るほかにない。いいかえれば、そのような分離がテキスト上どのような効果をもたらしたのか、その結果「われら」についてどう考えるべきか、それを考察する必要がある。

第4 テキストに即して

1 一人称複数

この「われら」を問題にするとして、そこには「われらとは誰か」という問いと「われらとは何か」という問いの、相互に関連する2つの問いがあるということになる。その問いに答えるためには、一人称複数ということについて、今一度考察してみなければならない。

一人称複数について、イエスペルセンは、「数個の物や人が、正確に同じ種類に属するものではないが、同じ形式に含まれている場合」を「近似複数」⁽²⁸⁾と名づけた上で、次のように説明する。⁽²⁹⁾

近似複数のうち、もっとも重要な事例はweであって、これは、「わたし+わたしでない一人またはそれ以上の人」を意味する。一人称の定義からすれば、単数としてしか考えられない。この場合、それは、話し

手を意味するからである。

一人称複数についてこのように考えるならば、憲法前文の「われら」も、話し手である「われ」と「われ」ならざる他の者からなることになる。この場合、この話し手とは何か。この話し手は、話す権限がなければならず、その意味でこの憲法の制定権者でなければならないということになる。したがって、この場合の「われ」は、制定権者そのものであるか、制定権者としての「われら」の一人でなければならないということになる。

では「われ」とは具体的に誰かが問題となる。この場合、このような「われ」や「今」、「ここ」といった指呼詞と呼ばれるものについて、それが指しているものはその文が発話された状況の中で決定されることになる。通常の会話のように話された言葉である場合は、話し手が現存することから、直接話法として「私」といえば話し手自身を指し、「ここ」といえば話し手の現在する場所を指すということになるのは理解されよう。では、書かれた言葉の場合はどうか、書かれた言葉である場合、その文は話し手から切り離されることになる。言い換えれば、書かれた言葉の場合、話し手自体が現在しないことが多いのであって、その場合、話し手を指示するには、文書自体に話し手を示すものがなければならない。一つは書かれている文章の内容から話し手が指示される場合がある。日本国憲法の場合も「われら日本国民」となっていれば、無名ではあれ「日本国民」の一人が話し手であることになる。一方、文章の内容からでは特定されないという場合には、その「われ」が文書の書き手であることを前提とすることができる場合であれば、その文書の書き手を特定できれば、その者を話し手、すなわち「われ」だと考えることができる。その場合に、文書の書き手は、その文書への署名などにより特定することがで

(28) イエスペルセン (安藤貞雄訳)『文法の原理 (中)』(岩波文庫, 岩波書店, 平成18年) 184頁。

(29) 同上。

きるということになるだろう。⁽³⁰⁾

そして、憲法は、成文憲法である。つまり文書となっており、書かれたものとして存在する。しかも、憲法前文の場合には、「日本国民」と「われら」を切り離すという前提に立つと、「われら」が誰を指示するかは、文書の内容からは分からないというべきである。このような文書においては、一人称が誰を指すかは、形式的には権限がある者の署名があれば、それによって決まるということになる。したがって、日本国憲法前文の「われら」の「われ」とは、形式的に考える限り、その署名がなされている昭和天皇その人ということになるのではないかと思う。この場合、署名は上諭においてなされている。また、上諭では、「朕」という一人称が用いられている。⁽³¹⁾この場合、上諭の「朕」と前文の「われ」とが同一と考えることにもなる。

このことは、憲法が明治憲法第73条の手続により、明治憲法の改正という形式をとって制定されたことを反映していると考えられる。つまり、明治憲法上の憲法改正権者である天皇が「われ」だということになる。この点は、天皇が制定したとする政府の主張が反映しているといえる。

また、ここでの「われら」は、天皇である「われ」とそれ以外のものということになるが、この場合、「それ以外のもの」としては、この前文から考えられるものは「日本国民」しかない。したがって、日本国憲法前文の「われら」は、昭和天皇である「われ」と「日本国民」からなると考えられるのである。したがって、日本国憲法の前文にあっては、「われら」と「日本国民」を切り離すことによって、憲法を語るものとしての「天皇」を「日本国民」から切り離した上で浮かび上がらせて、その一方で「われら」とすることで天皇と日本国民を統合するということになるのではないかと思うのである。

清宮四郎は、「実際の成立過程をみると、天皇の意志と国民の意志とが相俟って成立せしめた君民協約憲法のようにもみえ、また、成立した憲法はみずから民定憲法と認めて、その前文で、「日本国民は、……この憲法を確定する。」と謳い、その本文第九六条で、国民を憲法改正権者と定めている。⁽³²⁾とする。しかし、これまで見てきたように、「われら」と「日本国民」を切り離したことで、憲法前文は、「天皇の意志と国民の意志とが相俟って成立せしめ

(30) J・L・オースティンは、「発言の際使用される言語表現の中に、発言を行ない、したがって行為を行なっている人物に対して「私」という代名詞（あるいは、その人物の個人の名前）による言及のない場合には、この人物は以下の二つの方法のいずれかによって事実上の言及を受ける」としており、その一つとして「文字による発言（あるいは、碑文（inscription）の場合には、発言者の署名を書き添えることによる。（このことを行なわなければならないのは、もちろん、文字による発言を口頭による発言におけるのと同じ仕方です。その発言原点に結びつけることができないからである。）」を挙げている（J・L・オースティン（阪本百大訳）『言語と行為』（大修館書店、昭和53年）106～107頁）。本文の場合は、一人称の代名詞が使用されているが、その発言者が確定しない場合であり、オースティンが問題としている場面とは異なる。しかし、いずれにしても書かれた言葉の場合には、そのすべての場合にあってはまるわけではないが、署名が発言者の確定に役割を果たすことは理解されるだろう。

(31) 平野敏彦「条文を通読する一法令用語釈義 その10・完」広島法科大学院論集第20号35頁以下（令和6年）73～83頁で、憲法の上諭の「朕」が英文官報でIと訳されている一方、明治憲法に付された上諭の「朕」の英訳がWeとなっていること、そして戦後の上諭、公布文の文章の変化について論じている。この明治憲法の上諭の英訳は、名古屋大学の法情報センター（平成30年活動終了）で『憲法義解』を伊東巳代治による英訳とともに画像によりインターネット公開しているが、その中にある（https://jalii.law.nagoya-u.ac.jp/const/pdf/constjapan1889.comment.e_00/01.constjapan1889comment/01.chap00.preamble/constjapan1889.comment.e_00_00150.x.00000.00000000_a.00023500.pdf）。この明治憲法の上諭での「朕」の英訳であるWeについて、平野は、「英語には「尊厳の複数（Majestic Plural/ Royal We）」と呼ばれる、国王等が自称する代名詞として一人称単数の「I」でなく一人称複数の「We」を用いる用法がある。」としている（平野前掲76頁）。しかし、明治憲法の上諭での「朕」がWeと訳されていたことが、本稿が論じている「われら」の問題に影響したことは考えられないし、そのような資料も見つからなかった。

(32) 清宮四郎『憲法I【新版】』（有斐閣、昭和46年）49～50頁。

た君民協約憲法のようにもみえ」という「実際の成立過程」に即したものとなったと考えるべきであるということもできる。

2 前文冒頭の文章の文理解釈

1で述べたように「われら」を考えるとすると、前文冒頭の文章をどのように解釈するか。

(1) 「日本国民」

まず、冒頭の「日本国民」であるが、以上述べてきたように、憲法制定権者としての「国民」ではなく、この限りでは「国家構成員」としての「日本国民」であることになる。

(2) 「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」

次に「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」という部分である。初宿正典がこの点について論じている⁽³³⁾。初宿は、憲法前文第一項第一段の「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」の部分の解釈として2種類の読み方があるとする。一つは、「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」という部分の文章は、それに続く、「決意し」、「宣言し」、「確定する」という節と並列となっている」と読み、したがって、その部分は、日本国憲法制定の作業を行った際の「第九十回帝国議会」における「帝国憲法改正作業」（つまり日本国憲法制定作業）を表現したものと解するもので、初宿はこれを「A説」とする⁽³⁴⁾。他方、宮澤をはじめとする多くの論者は、この部分を「日本国憲法が《間接民主制》すなわち議会による代表民主制を採用することを宣言したものだ」としているとし、この場合、「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、…こと」を「決意

し」と解釈するのであり、初宿はこれをB説とするとしている⁽³⁵⁾。そして、初宿は、憲法の英訳文や憲法制定過程の議論等を検討したうえで、「前文冒頭の「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」の部分は、A説のように憲法制定の経過を説明するものと読み、したがって、そこにおける「国会」の語は、日本国憲法によって帝国憲法下の帝国議会に代わるものとして設置される「国会」ではなく「第九十回帝国議会」のことだと読むのが、基本的に正しいという結論が得られたのではないかと思われる」とする。一方で、帝国議会での貴族院の存在を考えると、この部分は、日本国憲法が日本国民によって制定されたものであることを正当化するための表現ともいえ、「すなわちこの文章は、半ば事実命題であって、部分的には憲法制定の事実上の経過を表明したものであるが、同時にそれは、日本国憲法の民定性を表明したものとしては、部分的には規範的な意味をもつ命題であると言えるのではないだろうか。」とするのである⁽³⁶⁾。

佐藤達夫文書中にある帝国議会に提出した案文には、この前文第1項の「国会」から線を引いて「固有名詞デハナイ。帝国議会トスレバ別ダガ 議会トスル□□ [引用者注、この2文字は判読できなかった。] 同シコト」との書込みがある⁽³⁷⁾。

「日本国民」と「われら」を切り離して考える本稿の立場からは、ここでの「国会」は、憲法第4章の「国会」ではなく、普通名詞としての「国会」であると考えられることになる。つまり「日本国民」の意思を表明するものということができるという意味での「正当に選挙された」代表者による普通名詞としての国会と考えるべきである。この意味では、初宿がいうように「第九十回帝国議会」における「帝

(33) 初宿正典「日本国憲法前文冒頭における「国会」の意味—憲法制定権力論への若干の覚え書き—」法学論叢133巻6号1頁以下（平成5年）。

(34) 初宿・前注2～3頁。

(35) 初宿・前掲注(33)4頁。

(36) 初宿・前掲注(33)21頁。

(37) 前掲注(23)。

国憲法改正作業」（つまり日本国憲法制定作業）を表現したものである」ということになる。しかし、それは、「われら」を残したことで、その反映として「第九十回帝国議会」とする事実を単に指しているのではなく、その「第九十回帝国議会」を憲法制定権者たる「われ」＝天皇が「正当に国会における代表者を通じて行動し」たこと、そのような制定手続を経たということを確認し、宣言するものだと考えるべきであることになる。初宿の「日本国憲法の民定性を表明した」とするのは、日本国民が憲法を制定したことを表明したということではなく、あくまで日本国民が実質的に「確定」し、天皇がそれを確認して制定したという意味で「われら」が制定したということ、事実としても、規範的にも示したと考えることで、その解釈を肯定することができる。

(3) 「われらとわれらの子孫のために」

「われらとわれらの子孫のために」の「われら」について、牧野のように文法上の誤りとするのは正当ではないことは先述した。そのうえで、あらためて「われら」とは、話し手であり、明治憲法上の憲法改正権者である天皇である「われ」とそれ自体としては憲法制定権者ではない「日本国民」と考えることになる。そのように考えれば、この前文の冒頭の文章は、「日本国民は」と三人称で始まり、「われら」がでてくることが問題がないことが理解できると思う。

その上で、明治憲法上の憲法改正権者である天皇である「われ」とそれ自体としては憲法制定権者ではない「日本国民」とを「われら」に統合することで、その両者の協働により憲法が制定されたことを示すことになる。

(4) 「確定する」

憲法前文の冒頭の文章の末尾の「確定する」も問

題となる。

法制局は、帝国議会での審議に先立って、憲法改正草案に関する想定問答を作成しているが、その中に次のような記述がある。⁽³⁸⁾

問 今次の憲法改正は「改正」ではなくて新憲法の「制定」である。かくの如き重大な変更をなぜ「改正」として取扱ふか

答 今次の憲法の改正を必要ならしめた事態を我々は革命とは考へて居ない。我が國家の同一性は終戦前後を通じて維持されてゐると考へて居る。従つて改正憲法の施行の時に、現行憲法が改正憲法に移り変わるであり、この移り変りを合法的に行ふためには本質上「改正」として取扱ふ以外にない。（前文で「この憲法を確定する」と言つてゐるのは意味がある。）

備考〔略〕

佐々木惣一は、「前文は、「この憲法を確定する」という。これは冒頭「日本國民は、」に接續するものであるから、「日本國民は、この憲法を確定する。」というのである。ここに、日本國民が憲法を確定するというのは、日本國民が、この憲法の規範を、日本國の國家生活の基本準則として、固く守るべきものと定めるといふ義である。法の制定手族に關して、制定する者とか制定機關とかいふ場合にいう意味で、制定する、ということではない。」とす。⁽³⁹⁾この考えは、憲法を起草した政府の考え方にも沿っている。

これに対し、通説はこの「確定する」は「制定する」の意味だとしている。したがって、憲法は民定憲法だとするのである。

しかし、この場合、「われら」が憲法を述べる主

(38) 前掲注(15)「日本国憲法の誕生」のうち「44 「憲法改正草案に関する想定問答・同逐条説明」1946年4月～6月」の中の「憲法改正草案に関する想定問答増補第一輯」（法制局昭和21年6月）にある（130～131コマ）。

(39) 佐々木惣一『改訂 日本国憲法論』（有斐閣、昭和27年）136頁。

体である以上、「われら」ないしはその「われ」が憲法を制定したと考えるべきなのではないか。言い換えれば、「われら日本国民」であれば、「確定する」という文言が「制定する」ことを意味しないと解釈しても、「日本国民」が憲法を述べる「われら」である以上、「日本国民」が憲法を制定したと考えることができる。一方で「日本国民は」と始まる前文冒頭の文章については、上述のように「日本国民」が憲法制定主体ではないと考える以上、「確定する」と規定せざるを得ず、「制定する」とはできないし、「確定する」を「制定する」と解釈することはできないのである。

第5 おわりに

以上のように、憲法前文の冒頭の文章において「日本国民」と「われら」は切り離され、その結果、「われら」は、明治憲法上の憲法改正権者である天皇である「われ」とそれ自体としては憲法制定権者ではない「日本国民」からなると考えられる。このことは、前文全体でも、そう読むべきことになる。この場合、前文第2項や第4項が「日本国民は」となっていることをどう考えるかである。これらの文章は、単に記述的なものであり、規範性がないことになるのだろうか。しかし、そこでも明示的ではないが、「われ」=明治憲法上の憲法改正権者である天皇が存在することで、その記述的な文章を確認し、規範的なものとしているのではないかと考える。

前文における「われら」をどう解釈するかということは、憲法の制定主体、憲法の民定性、前文の法的効力などの問題とも関連する。本稿では、そこまでを十分に論じることはできなかった。今後の課題としたい。

一方で、法令では、基本的には非人称的な三人称で条文は書かれているが、前文が置かれている法律のその前文において一人称複数を用いられていることがある、この場合、法律での一人称複数は、憲法

前文の「われら」を前提としている部分が多いようにも思う。しかし、本稿で示した憲法前文での「われら」の解釈を前提とすると、法律の前文における一人称複数についても再考が求められることになると思われる。しかし、この点についても、別の機会に譲ることにしたい。